

議案第51号

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「第82条第2項」を「第82条第3項」に改める。

第11条第1号中「100分の5.42」を「100分の5.38」に改める。

第14条中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条第1項中「2月28日」の次に「（うるう年にあつては、29日）」を加える。

第23条第1項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第31条の2に次のただし書を加える。

ただし、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に関しては、被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）から起算して2年を経過する日の翌日の属する月の前月の末日までの間にある者に限る。

第31条の2第1号中「被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）」を「資格取得日」に改め、同条第2号中「第47条」を「第50条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。